

HARLEY-DAVIDSON WARRANTY SERVICES* HARLEY | メンテナンス・パック™ 約款 (新車コース)

1. 当約款について

当約款は、株式会社プレスステージ・コアソリューション (以下、PCS) が運営し、ハーレーダビッドソンジャパン株式会社 (以下、HDJ) の正規ディーラー (以下、HDJ正規ディーラー) とお客様の間で、HDJ正規ディーラーが提供する HARLEY | メンテナンス・パック™ (以下、当プログラム) について、お客様がご加入を希望される場合に適用されるものです。

2. 当プログラムについて

- 当プログラム加入者は、当プログラム加入申込金を加入手続きを行ったHDJ正規ディーラーに払い込むことにより以下のサービスを受けることができます。
- 加入者は、HDJ正規ディーラーのうち、ご希望のHDJ正規ディーラーにて、下記「7.サービス内容」記載のサービスを受けることができます (ただし、やむを得ない事由によりご希望のHDJ正規ディーラーでサービスを実施出来ない場合もあります。ご了承下さい。尚、中途解約は全国のHDJ正規ディーラーいずれでも可能です。
- 加入者がサービスを受けた場合、その代金はあらかじめ加入者からお預かりしていた当プログラム加入申込金の中から、PCSが加入者に代わり、当該サービスを実施したHDJ正規ディーラーに対して支払います。尚、加入者が受けた当該サービスについての責任は、当該サービスを実施したHDJ正規ディーラーが負うこととなります。

3. 対象車両

- 当プログラムは、HDJ正規ディーラーにおいて新車購入された、2022年式以降の車両のみ加入する事が出来ます。
- 並行輸入車は当プログラムの適応対象外となります。
- 違法改造車 (道路車両運送法に違反する車両) は、当プログラムには加入出来ません。また、当プログラム加入後に違法改造を行った場合は、HDJ正規ディーラーでは整備、点検は出来かねますので、改造後当プログラムの利用は出来ません。その場合は、後記中途解約条項に従ってご解約いただくこととなります。

4. 対象者

- 当プログラムは、加入者 (加入申込書に記載された義名) 及び加入車両 (当プログラムの適用対象となる車両) についてのみ適用されるものとします。
- 加入者ないし加入車両のいずれか一方でも異なる場合、当プログラムの利用は出来ませんのでご注意ください。尚、加入車両を転売する場合等であっても、当プログラムの権利を譲渡することは出来ません。
- 加入者及び加入車両該当性の判断は、S.W.R.の記載内容を基に行います。よって、加入者は、加入申込書に記載した義名にてS.W.R.にもご記入下さるようお願い致します。尚、当プログラムに関する郵便物は、S.W.R.上の住所宛に送付致します。

5. プログラムの有効期限

- 当プログラムにおいては、PCSがお客様からの加入申込を承認した日を契約日、加入車両の初度登録日をサービス適用開始日とします。
- 当プログラムの有効期限は、サービス適用開始日から3年間とします。
- 各点検の有効期限については、後述の「8.サービス毎の有効期間」をご参照下さい。

6. 当プログラムの加入期限

当プログラムに加入する場合は購入車両の初度登録日より6ヶ月以内に申込を行っていただく必要があります。特別措置として加入車両の登録から15ヶ月以内であれば途中加入を認める場合があります。

7. サービス内容

- メーカー指定定期点検が含まれております。ご加入いただくコースにより当プログラムの内容が異なりますので、詳細は「HARLEY | メンテナンス・パック™ 適用項目一覧」をご確認ください。尚、各点検の点検整備項目については、オーナーズマニュアル「メンテナンススケジュール」をご参照下さい。
- 当プログラムにて指定されている消耗品の交換及び補充 (以下「(5) HARLEY | メンテナンス・パック™ 適用項目一覧」参照)。ただし、交換作業は有効期限内の定期点検実施時に限り、定期点検と併せて行うこととします。
- 36ヶ月点検時に行う車検取得代行の費用は当プログラムに含まれております。ただし、車検取得に要する法定費用 (重量税、自賠責保険料、検査登録印紙代等) は別途頂戴致します。
- 適用除外事項
 - 車検取得にかかる法定費用 (重量税、自賠責保険料、検査登録印紙代等)
 - 以下 (5) の「HARLEY | メンテナンス・パック™ 適用項目一覧」に含まれていないサービス
 - 点検の結果、必要となった調整、補充、修理等の費用
 - 消耗品単体のみのお渡し
 - サービスを受ける際の引取、納車、代車サービス
 - 加入者以外の方もしくは加入車両以外の車両がサービスを受けること
- HARLEY | メンテナンス・パック™ 適用項目一覧
当プログラムは、下記全サービスをセットにして、お客様に提供するものです。サービスの代金はすべてお預かりした当プログラム加入申込金の中から支払われ、加入者から追加料金をいただくことはありません。

「HARLEY | メンテナンス・パック™ 適用項目一覧」

加入コース	初回	6点	12点	18点	24点	30点	36点	消耗部品
スタンダード	●		●		●		●	
プレミアム	●	●	●	●	●	●	●	
スタンダード・プラス	●		●		●		●	●
プレミアム・プラス	●	●	●	●	●	●	●	●

サービス項目	初回	6点	12点	18点	24点	30点	36点
点検工賃	※1	●	●	●	●	●	●
エンジンオイル (フィルター/o-ring含む) ※2	●		●		●		●
プライマリーオイル (ガスケット/o-ring含む)	●		●		●		●
ミッションオイル (o-ring含む)	●		●		●		●
ブレーキフルード					●		
消耗部品 (スタンダード・プラス/プレミアム・プラス専用)	スパークプラグ/エアクリーナーフィルター/前後ブレーキパッドが含まれます。期間中1回のみ交換可能 ※4						
上記交換工賃	●	●	●	●	●	●	●
車検代行費用							●

※1 初回点検の点検工賃はご購入された正規ディーラーにて無償で承ります。※2 エンジンオイルは「CVO」、「CVO TRIKE」以外は「H-D360 SAE20W50」と「LUBRICANT.ORG.15W50.QT.APC」にてプログラム構成をしております。※3 上記にて適応となっても一部ファミリーでは適応外事項がある場合がございます。※4 消耗部品の交換は標準装備品に限りません。

HARLEY | メンテナンス・パック™ は株式会社プレスステージ・コアソリューションにより運営・管理されます。ハーレーダビッドソンで正規ディーラーが規約に従い保証します。*Harley-Davidson Warranty Serviceは株式会社プレスステージ・コアソリューション (〒102-0083 東京都千代田区麹町2-4-1) が使用权を有する商標です。

© H-D 2024. Harley-Davidsonおよびバー&シールドロゴの商標は全てHARLEY-DAVIDSON MOTOR COMPANYに帰属します

8. サービス毎の実施基準日と有効期間

各点検の実施基準日及び有効期間は下記の通りとなります。有効期間を超過した場合、当該サービスを受けることは出来ません。その場合でも当該サービス分に相当する加入申込金のご返金は致しかねます。必ず有効期間内にサービスを受けていただきますようお願い致します。尚、社会情勢や季節的要因、体調面などにより有効期間中にサービスを受けることが難しい場合には、HDJ正規ディーラーまでご相談ください。

	実施基準日	有効期限
初回点検	サービス適用開始日から1ヶ月後	サービス適用開始日から6ヶ月以内
6,18,30ヶ月点検	サービス適用開始日から6,18,30ヶ月後の各月	実施基準日から3ヶ月以内
12,24ヶ月点検	サービス適用開始日から12、24ヶ月後の各月	実施基準日から3ヶ月以内
36ヶ月点検	サービス適用開始日から35-36ヶ月後	当該車両の車検満了日まで
指定消耗部品	各点検の入庫時と併せて交換することが条件	当該車両の車検満了日まで

※実施基準日とは、点検入庫の日付となります。

- 有効期限とは、当プログラムの有効期限となり、有効期間を超過すると当プログラムのサービスの利用ができません。
- 点検の入庫履歴が確認できない場合、当プログラムの利用が出来ない場合があります。
- 上記有効期間開始前に各サービスの提供を受けることも可能ですので、ご希望のお客様はHDJ正規ディーラーまでご相談下さい。
- 有効期間内の未実施の点検がある場合はそれを実施せずに次の点検を受けることは出来ません。

9. 当プログラムのサービスの受け方

- サービスを受ける場合は、事前に予約が必要となります。ご希望のHDJ正規ディーラーにご自身で連絡の上、予約をして下さい。
- 当プログラムには、点検を受ける際の車両の引き取り及び代車提供、納車サービスは含まれておりません。
- 当プログラムを受ける際には、お客様宛てに送付させていただく各点検のご案内ハガキをご持参下さい。

10. 中途解約

加入者は、以下の条件を全て満たす場合、有効期間中に当プログラムを解約することができます。

- 中途解約対応条件
 - 有効期間を満了していない点検及び消耗部品の交換についての解約であること
 - 有効期間を満了していない点検及び消耗部品の交換をすべて解約すること
 - 下記に記載する必要書類を全て揃えた上で解約手続きを行うこと
【必要書類】
 - 納車前の中途解約: 免許証コピー、HARLEY | メンテナンス・パック™ 加入申込書控え
 - 納車後の中途解約: 免許証コピー、車検証コピー、HARLEY | メンテナンス・パック™ 加入証
 - 納車前に解約を行う場合は、加入手続きを行ったHDJ正規ディーラーにて解約手続きを行うこと
- 中途解約返戻金額
- PCSが解約を希望する加入者からお預かりしていた当プログラム加入申込金から、既実施分のサービス代金及びPCSが定めた事務手数料を控除の上、残金を解約手続きを行ったHDJ正規ディーラー経由にて解約手続き時に返還します。この際、いかなる理由でも事務手数料の返金は致しかねます。ただし、納車前中途解約を行う場合は、キャンセル扱いとなり且記事務手数料についてもお返しします。
- ※事務手数料は、加入手続きを行ったモデル、コースにより異なります。(約¥10,000~¥60,000)
- 中途解約方法
 - 車検証、免許証、HARLEY | メンテナンス・パック™ 加入証を持参の上、HDJ正規ディーラー (いずれの店舗でも可) にて解約申請書をご記入下さい。ただし、購入車両の納車前に中途解約を行う場合は、ご加入手続きを行った正規ディーラーでの中途解約の手続きが可能となります。その場合は、免許証、HARLEY | メンテナンス・パック™ 加入申込書控えをご持参下さい。
 - HARLEY | メンテナンス・パック™ 加入証 (納車前の場合はHARLEY | メンテナンス・パック™ 申込書控え) をご持参いただけない場合は、解約を受け付けません。
 - HARLEY | メンテナンス・パック™ 加入証及び、HARLEY | メンテナンス・パック™ 申込書控えの再発行は致しませんので、紛失されませんようご注意ください。
 - 返金はHARLEY | メンテナンス・パック™ 加入証 (納車前の場合はHARLEY | メンテナンス・パック™ 申込書控え) に記載されている加入者の方に対してのみ行います。それ以外の方に対する返金は一切致しません。

11. 個人情報の取扱

- 加入申込書にご記入いただいたお客様情報は、HDJ、PCS及びHDJ正規ディーラーで共同で利用し、製品並びにサービス・法規関連・およびイベント・キャンペーン等の各種マーケティング情報を適切な通信手段を用いてご案内させていただきますことがございます。
- お客様情報の確認・訂正・削除、案内の停止要望等は、HDJ正規ディーラーにお申し出下さい。

12. 本利用規約及び本サービスの改定

PCSは本利用規約の内容について、予告なくいつでも変更できるものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容は、変更後の利用規約が適用されるものとします。